

『四洲志』と魏源増補による『海國圖志』(2)

— 書誌的な比較による『四洲志』の本文の検討 —〔歐羅巴その1〕

下河部 行輝

1 はじめに

これまで『小方壺齋輿地叢鈔』に収録されている『四洲志』と北京大学蔵の『海國圖志』50巻本(道光二十四年邵陽魏氏古微堂本)との本文の比較をしてきたが、紙幅の都合で、『海國圖志』の23巻までであった。『小方壺齋輿地叢鈔』に収録の『四洲志』は、見開きでの柱題に「四洲志一」から「四洲志四十九」までの明示があるが、本文の中は一見してどこからが巻の区別かは明瞭ではない。改行もなくただ二行書きの部分があるところは、内容の別がわかるようになっている。基本的には内容で判別する以外にはない。このような意味から、区別は50巻本を目安として比較する形をとらざるを得ないのである。『海國圖志』の巻二十四から、歐羅巴州が始まる。以下前回に倣って『四洲志』と『海國圖志』との本文の比較検討をしていく。

2 『四洲志』と『海國圖志』との巻毎の照応について

本文の比較に先立って、前回に示した略記号を再度示しておこう。○印は、『四洲志』の本文であり、またそれと対応する『海國圖志』の本文を示す。★印は、魏源の注記や考察した文をさす。☆印は魏源の引用した諸本とその文を示す。□印は『四洲志』にはなく『海國圖志』に記された題目と注記を示す。又、『四洲志』は一行は40字で、一行に二行割りで印刻された場合は、小字で40字となる。従って一行は80字となる。又『海國圖志』の本文中の割り注も前回と同様な形式で示す。『海國圖志』は一行21字、二行割りでは一行42字である。

(四洲志にはない)

海國圖志卷24

□大西洋

○大西洋各國總沿革 原無今補(この四字二行)

☆後漢書大秦國～多不經故不記云31行注4あり

☆職方外紀曰 二行書き約4行(158字)

☆晋書15行、注1あり

☆魏書16行注1ありこの魏書の途中に魏源の注記がある。★源案二行書き6行(126字)

☆職方外紀 186行注13あり

★源案二行書き37字

★源案二行書き28字

[後漢書]

四洲志と海國圖志の本文	海國圖志の中の魏源の注
	今西洋荷蘭彌利堅等國尚用此俗
	即今之大呢
	觀此語則知安息傳中所言～不欲其通大秦也 (52字)
從安息陸道～西至大秦	此即今都魯機及鄂羅斯相通之陸路
海中有思慕之～妻子者可入	此皆土人夸誑之詞妄以地中海爲大海

[魏書]

前史云條支西～處失遠矣	此皆能破舊史之妄
-------------	----------

[職方外紀]

其大者曰倚西把尼國	呂宋
拂郎祭	即佛蘭西也間祭舊誤作察案祭音近機西其作察則形譌也
意大里	與今志同
亞勒馬尼	耶瑪尼
法蘭得斯	荷蘭
波羅尼	波蘭
翁加里	今并入西都魯機
大尼日雪際	國璉
諾勿惹	瑞國
厄勒祭	北都魯機也即額力西三字之音轉
莫哥斯未	俄羅斯
諳厄利諸島云	諳厄利即英吉利其意而蘭大亦其屬島
其海風甚猛～攝人物於他處	又曰北海濱有小人國不二尺～嗜酒任飲不醉年壽最長

[四洲志十八]

[海國圖志卷25]

□大西洋 歐羅巴洲 [二行書] 歐羅巴人原撰
侯官林則徐譯
邵陽魏源重輯

□布路亞國總記一作葡萄亞一作博都爾噶亞即住
澳門夷明以來所謂大西洋國也

○『布路亞國古名魯西達尼阿與大呂宋毘連一區
西南俱界大海～自本國發源沙中有金可淘產羽
毛布疋魚鹽煤金嗶嘰鼻煙』約16行

「葡萄亞國即布路亞～海領小部落四」二行書
約3行 158字

「四洲志」では「葡萄亞國即布路亞」以下
「領小部落十有二」まで一行二行書きでこの
書き方が「海國圖志」と違う。

○『布路亞國古名魯西達尼阿與大呂宋毘連一區
西南俱界大海～自本國發源沙中有金可淘產羽
毛布疋魚鹽煤金嗶嘰鼻煙』注5 約30行

○「葡萄亞國即布路亞～奉加特力教」約3行

「伊斯里麻魯那」一行一行書
「東南俱界阿領底若西北俱界彌邦」一行二行書
「領小部落十有二」一行一行書
これらが一行に収められる。以下「四洲志」

での「葡萄亞國即布路亞～海領小部落四」の
中の158字の地名と説明は同じであるが書き方
が上記の如く違い、以下各地名毎に上記の表
記である。

○「晏特厘多羅～領小部落四」9行

□葡萄亞國沿革 原無今補(二行書)

☆皇清四裔考35行注1

☆海録74行——★案 二行書の注あり約1行

☆澳門紀略——約3行★案 二行書の注あり

約3行

澳寺～男女百人約20行——★案

二行書き12字

唐時～道路不廢102行——★案

二行書き24字

☆貿易通志3行(此條捕輯)とあり

四洲志と海國圖志の本文	海國圖志の中の魏源の注
千二百年	宋寧宗慶元二年
律輿厘	律官名輿厘人名
千五百年後	明武宗正徳年間
六百四十年	崇禎十三年
千八百有七年	嘉慶十二年

[四洲志十八～十九]

[海國圖志卷26]

- 『大呂宋國在葡萄亞國之北少西～先行呂宋貨幣云』約21行
 「斯扁即大呂宋國都東南界海～社近領大部落一小部落一』二行書約 8 行566字
- 大西洋 歐羅巴洲 [二行書] 歐羅巴人原撰 侯官林則徐譯 邵陽魏源重輯
- 大呂宋國 即斯扁國一名西班牙一作是班牙一作以西把尼亞海録謂之意細班尼皆譯音之轉
- 『大呂宋國在葱嶺葡萄亞國之北少西～先行呂宋貨幣云』注2あり39行
 ☆貿易通志曰是班牙國與～不過數百萬員 約3行 此條補入トアリ
- 「斯扁即大呂宋國都東南界海～小部落四百三十有七」約3行

- 「紐加塞代～大部落一小部落一」迄は、巻25
と同じく次のようになる。

「紐加塞代爾」一行書
「東界哇領～加色代」二行書
「領大部落七小部落六十」一行書

☆職方外紀69行

「歐羅巴～以西把尼亞爲冠」4行

★案「呂宋～者衆」二行書 約1行

「以西把尼亞～從此國始詳見別紀」64行

☆海録

「大呂宋國～有十字文」9行

★案「意細班尼惹即以西把尼亞音同字異」16字

〔大呂宋國〕

四洲志と海國圖志の本文	海國圖志の中の魏源の注
四百十八年	晉安帝魏熙十四年
千七百四十年	乾隆五年

〔四洲志十九～二十〕

- 『荷蘭及彌爾尼壬兩國～磁器煤鐵』約30行
「荷蘭國十二部～小部落十有四」
一行二行書約9行

〔海國圖志卷同〕

- 荷蘭及彌爾尼壬兩國總記
○『荷蘭及彌爾尼壬兩國～磁器煤鐵』約59行
注3
○「荷蘭國十二部～小部落十有四」43行
□荷蘭國沿革 原無今補（二行書）
☆明史「和蘭又名～華人樂與爲市」76行注1
☆皇清四裔考「荷蘭俗稱紅毛番～其故號云」
31行
☆海録「荷蘭國～二國則不拜」26行
注二行書「四洲地理志～波羅士持教」約1行
☆貿易通志「曰荷蘭國～7行
☆職方外紀「法蘭得～皆出此地」5行

〔荷蘭及彌爾尼壬兩國總記〕

四洲志と海國圖志の本文	海國圖志の中の魏源の注
千七百九十九年	嘉慶四年
千八百三十年	道光十年
兩圀遂議～厘阿波爾主之	今英國女王贊色斯哥麥國之王子爲夫即此國也

自佛郎機市香山據呂宋	佛夷惟香山未嘗據呂宋島者乃～至今尚然未嘗爲佛郎機所據也 此語亦誤
------------	-------------------------------------

〔四洲志二十～二十一〕

〔海國圖志卷二十七〕

- 『佛蘭西國古曰～煤火石水晶玻璃陶器』12行
「佛蘭西國東界～羅洼内野領小部落七」一行
二行書約22行
- 大西洋 歐羅巴洲〔二行書〕歐羅巴人原撰
侯官林則徐譯
邵陽魏源重輯
- 佛蘭西國總記 二行書で以下の注記アリ
 - ┌ 即佛郎機一作佛朗西一作拂蘭祭一
└ 作法蘭西一作荷蘭西
- 『佛蘭西國古曰～煤火石水晶玻璃陶器』22行
- 「佛蘭西國東界～羅洼内野領小部落七」迄は
卷25・26と同様に以下の書き方になる。

「佛蘭西國」一行書
 「東界瑞國～荷蘭彌爾尼壬」二行書
 「幅員二十一萬～奉加特力教」一行書
- 佛蘭西國沿革 原無今補（二行書）
- ☆職方外紀「拂郎祭即佛蘭西國～命之復活
 此人也」約20行
 - ★案 明史在此書之後～明人荒陋至此
二行書36字
- ☆明史「佛郎機近滿刺加古不知何國」
 - ★案 滿刺加之暹羅～明史舛甚35字
- 「永樂時海外諸邦～海外諸番無敢與之
抗者」96行注2

- ☆皇清四裔考「佛朗機一名和蘭西～呂宋國至云」 8 行注 1
- ☆每月統紀傳「曰法蘭西國東連～邪教之黨所弑」 47 字注 2
- ☆每月統紀傳「曰正德嘉靖隆慶等年間～明萬曆三十七年也」 一行二行書約 7 行
 - 「嗣王男形女性～法蘭西國爲第三焉」原無今補 (二行書) 14 行
 - 「又曰法蘭西那波利稔王～彼此勸和西咸寧 (舊無今補)」 15 行
 - 「又曰法蘭西國王那波利稔即位～佳兵好戰以至於亡 (舊無今補)」 (波利稔一作破戾翁) 24 行
- ☆顏斯徐海防餘論「曰佛蘭西地廣～荷蘭國旗則三色橫用」 約 4 行
- ☆海島逸志「曰勃蘭西居於～英圭黎所畏懼也」 4 行
- ☆貿易通志「曰佛蘭西國其西港口～價萬二千九百萬員」 約 8 行

〔明史〕

四洲志と海國圖志の本文	海國圖志の中の魏源の注
其市香山澳壕鏡者至築室建雄踞海畔若一國	是澳門有西洋夷屋之始然佛郎機旋去澳不居非今日之澳夷也
又不敢拒其時大西洋人來中國亦居此澳	今稱澳夷爲大西洋國始此其實名葡萄亞也澳夷見明史者只此一語由外國傳中本立葡萄亞傳故今譚澳夷皆莫得其源委

〔皇清四裔考〕

或從呂宋國至云	此誤以呂宋爲佛郎機辯見於前
---------	---------------

〔毎月統紀傳〕

羅馬之教皇	意大里亞爲天主教之宗國稱曰教皇凡西洋各國王即位必得教皇札付而後立
自赴羅馬國都與教皇定議遂爲西朝之君	此意大里教皇冊立之爲國王也

小まとめ

「四洲志」がアジアから始めて、歐羅巴、その歐羅巴の最後に英国を置き、次にロシア、北アメリカそして南アメリカと続く。文中（四洲志にはない）として、『海國圖志』の巻名がある巻数は魏源が増補したことを意味するのであって、『小方壺齋輿地叢鈔』に採録された「四洲志」が、何巻であったのかということになる。いうまでもなく、巻といっても、その頁の大小は問われるべきものではない。とにかく50巻という区切られたものであったかどうかということである。魏源の『海國圖志』50巻と『小方壺齋輿地叢鈔』所載の「四洲志」との根本的な相違は、『海國圖志』が巻々が明瞭にされていて、引用書目も明瞭に示されていることである。「四洲志」は巻の区別が明瞭でなく、「四洲志 侯官林則徐譯」とあり、本文が大きな活字と小さな活字とで、内容により、区分されているというだけである。大小の活字の区別は魏源もしているのであるが、対象となるものが、「四洲志」と『海國圖志』とでは一致していない所が多い。これらについては、全体を発表した後に、相違点として処理する。

参考文献

海國圖志（50巻本）道光二十四年邵陽魏氏古微堂刻本（1844）十二冊二函 北京大学蔵本
 小方壺齋輿地叢鈔 南清河王氏鑄版 上海貿易堂印行 岡山大学付属図書館蔵
 鎖国時代 日本人の海外知識 乾元社 昭和28.5.15.